

監査の結果について

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定による監査を寒川町監査基準に準拠して実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表し、同条第10項の規定により、意見を提出します。

令和5年12月22日

寒川町監査委員 後藤 雅弘
同 太田 眞奈美

1 監査の種類

財務監査のうち定期監査

2 監査の実施期間

令和5年11月9日から令和5年11月29日まで

3 監査の対象部課等

教育委員会 寒川東中学校、小谷小学校

4 監査の対象

令和5年度（令和5年4月1日から令和5年9月30日まで）の財務及び事務の執行状況

5 監査の着眼点（評価項目）

- ・これまでの監査結果を踏まえ、留意事項等があった事務が改善されているか。
 - ・財務に関する事務が法令、規則等に基づき適切に執行されているか。
 - ・現金や物品が適切に保管されているか。
 - ・施設や財産が適切に管理されているか。
 - ・安全対策、危機管理は適切に行われているか。
- などに着目して監査を実施した。

6 監査の実施内容

監査にあたっては、事前に提出を求めた資料に基づいて、施設の整備状況及び予算の執行状況について精査し、また、学校長等からヒアリングを実施するとともに、施設設備の管理状況などについて、現場調査を行った。

7 監査の結果

【教育委員会 寒川東中学校】

支出事務等については、概ね適正に処理されていると認められたが、防災や安全点検に関する書類に不備があったので、適切な対応を図らねたい。なお、その他の軽微な留意事項については、口頭で指導した。

【教育委員会 小谷小学校】

支出事務等については、概ね適正に処理されていると認められたが、防災や安全

点検に関する書類に不備があったので、適切な対応を図られたい。なお、その他の軽微な留意事項については、口頭で指導した。

8 監査の結果に関する意見

【教育委員会 小谷小学校】

外国語の授業を参観し、F L Tの配置が児童の外国語（英語）に対する興味・関心を高めることに効果的であることが確認できた。

また、タブレット端末を活用した授業では、I C Tの特徴を生かした授業が展開されていたが、今後も教育委員会と連携し、I C Tの効果的な活用に向けた教材等の研究など、児童の学びを深める取り組みを進めていただきたい。

なお、教職員の働き方改革については、本年4月から導入された校務支援システムネットワークを有効に活用し、校務のさらなる負担軽減等に取り組まれない。

【教育委員会 寒川東中学校】

寒川町では、グローバル社会の中でも活躍できる子どもたちの育成のため、小・中学校にF L Tを配置しているが、生徒がF L Tとのコミュニケーションを通じ、英語に対する興味・関心を高めていることを確認した。

また、寒川東中学校では、昇降口に傘立てを置ける学校（安心して学校生活に励むことができる学校）を実現したということであった。

今後は、こうした教職員の努力の成果を学校に浸透・定着させ、学校教育目標である「ゆたかな心とたしかな力」の育成に努めていただきたい。